



アジア太平洋の労働組合による共同声明（2019年7月2日、クアラルンプール）

アジア太平洋の労働組合、RCEPが組合の5大要求に応えるよう各国政府に要請

2019年6月30日にメルボルンで行われた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の最新交渉ラウンドにあたって、アジア太平洋の労働組合は参加国政府に対し、RCEPが組合の5大要求に応えるよう共同で要請する。

第1に、参加国政府はILO基本条約に従い、貿易協定で強制力のある労働権に取り組まなければならない。署名前に国内労働法を改革し、結社の自由、団体交渉、強制労働・児童労働の禁止および非差別の原則の遵守を確保しなければならない。

第2に、意見の分かれる投資家対国家の紛争解決（ISDS）メカニズムは、一方的に国家を訴える非常に大きな独断的権限を投資家に与えるものであるため、RCEPから削除すべきである。そのような説明のつかないメカニズムは、民主的なプロセスによって制定された国内法を無効にする可能性があるという点で主権国家の原則を侵害するだけでなく、各国政府を数百万ドルの損害賠償と法外な弁護士費用のリスクにさらす制度でもある。

第3に、公的調達と公共サービスをこの貿易協定から除外し、東南アジア諸国政府が、雇用と現地産業を保護するための措置として、各国の異なる経済開発段階に適した産業政策を策定・実施する政策余地を保持するよう確保すべきである。

第4に、貿易協定の交渉草案を直ちに公開審査にかけられるようにし、交渉前および交渉中に、労働組合を含むすべてのステークホルダーが参加する、適切に資源を与えられた有意義な協議構造を確立しなければならない。

第5に、政府は人権インパクト・アセスメントを実施し、RCEPが雇用や中小企業、デジタル・インフラ、医薬品および種子へのアクセスに及ぼす影響について全体的な分析を行わなければならない。このインパクト・アセスメント報告書は、議会や州議会、地方自治体、全国三者構成機関に提出して討議・審議に付さなければならない。

私たちは地域の労働者数百万人を代表して、この声明により、世界の人口の50%、GDPの30%、輸出の25%を占める地域を対象とするメガ地域貿易協定をめぐり2013年から進行中の秘密交渉に関して、重大な懸念を表明する。

多国籍企業が貿易協定の利用によって、国家の政策を覆し、労働者と人権を犠牲にして経済的利益を最大化できる有利な事業環境を生み出そうとするようになっている状況は、労働組合と市民社会組織の懸念となっている。

これらの企業は、労働者と一般大衆の権利を保護する医療政策その他の社会政策の実施を理由に政府を訴えることを、自らの権利と考えている。悪い評判が立っているように、タバコ大手のフィリップ・モリスは ISDS を行使し、分かりやすいタバコのパッケージの導入を理由にオーストラリア政府を訴えた。

私たちは、技術革新は人々のために利用しなければならないと主張する。知的財産制度や特許法は、人々が手ごろな価格のジェネリック医薬品や自給自足農業用の種子を入手できないようにする形で考案してはならない。RCEP への TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）プラス条項や UPOV91（植物の新品種保護に関する 1991 年の国際条約）条項の包含は、健康と食物に対する人々の権利を危険にさらすとして広く批判されている。

この声明によって、アジア太平洋の労働組合は、すべての参加国政府に対し、RCEP が組合の 5 大要求に応えなければならないという同意書の提供を要求する。

発表者：

1. インダストリオール・グローバルユニオン アジア太平洋
2. 国際建設林業労働組合連盟 アジア太平洋
3. UNI グローバルユニオン アジア太平洋
4. 国際家事労働者連盟 (IDWF/FITH/FITD)
5. 国際食品労連アジア太平洋地域組織
6. ASEAN サービス従業員労働組合協議会

インダストリオール JLC 仮訳